

災害見舞金 審査基準

2022年2月14日適用

被共済職員からの委託により所属法人および施設団体より請求のあった災害見舞金は、次の基準により給付する。

1. 対象災害

支給対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による自然災害および火災とする。(※1)

2. 被災対象

居住する住宅(※2)、車庫・倉庫、通勤登録を受けた自家用車

3. 給付額

下記の表に基づき支給するものとし、被災程度は申請書類によって決定する。

被災程度 被災対象	全焼 全壊	半焼 半壊 床上浸水	部分焼 一部損壊 床下浸水	見積もり等により被害額が3～5万円と認められる被害	見積もり等により被害額が3万円に満たない軽微被害
居住する住宅	10万円		5万円	3万円	対象外
車庫・倉庫	3万円				
通勤登録を受けた車	3万円				

4. 申請書類

①給付金・助成金請求書 ②災害状況報告書 ③関係公署で発行する被害程度を証明できる書類(※3) ④現場写真(※4) ⑤被害状況を確認するための書類(見積書または保険金支払明細の写し)

5. その他

(1) 同一災害による複数支給はせず、支給額が最も大きい被害での請求に限定する。

(2) 保険の加入・適用の有無は問わない。

(3) 被害金額に、消費税は含めない。

(※1) 災害救助法が適用されるような大災害の場合は別途対応を協議する。

(※2) 建物本体のみを対象とし、家財および「門、塀、フェンス等」の構造物は対象外とする。

また、単身赴任に限り、留守宅の住宅・車庫・倉庫が災害を受けた場合、支給対象とする。

(※3) 通勤登録を受けた自家用車の場合は「自動車通勤登録証明(所属長証明でも可)」を提出すること。

(※4) 通勤登録を受けた車の給付金請求に於いても原則、被害車輛の写真の添付を受けることとする。但し、正当な理由がある場合は添付の除外とし、その理由を災害状況報告書内に求める。